

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略) <u>令和5年10月16日 一部改正</u></p> <p>海外投資（株式等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款（株）」という。）第39条及び海外投資（不動産等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款（不）」という。）第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略)</p> <p>海外投資（株式等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款（株）」という。）第39条及び海外投資（不動産等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款（不）」という。）第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>（担保権設定の承諾申請等）</p> <p>第10条 被保険者が、約款（株）第37条第1項、同条第2項又は約款（不）第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>約款（株）第37条第2項に定める株式等</u>（重要資産等として別に特約を付しててん補している場合にあつては、当該重要資産等に含めた<u>ものを含む。</u>）又は貸付金債権等について質権又は譲渡担保を設定する場合は、別紙様式第8 - 2「海外投資保険質権等設定承諾申請書」</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>（担保権設定の承諾申請等）</p> <p>第10条 被保険者が、約款（株）第37条第1項、同条第2項又は約款（不）第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>主要な事業資産等としててん補する</u>（重要資産等として別に特約を付しててん補している場合にあつては、当該重要資産等に含めた）<u>株式若しくは貸付金債権又はてん補対象企業若しくは中間企業の株式若しくはてん補対象企業向け貸付金債権</u>について質権又は譲渡担保を設定する場合は、別紙様式第8 - 2「海外投資保険質権等設定承諾申請書」</p> <p>2～5 (略)</p>	
<p>（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）</p> <p>第11条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表3に掲げる損失を受けるおそれが高まる事情の発生<u>又は約款（株）第2条第1項第2号から第4号に定める損害による同項第2号ニの発生</u>をいう。）を知った</p>	<p>（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）</p> <p>第11条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表3に掲げる損失を受けるおそれが高まる事情の発生をいう。）を知ったときは約款（株）第13条又は約款（不）第13条の規定に基づき、当該事情の発生を知つ</p>	

<p>ときは約款（株）第13条又は約款（不）第13条の規定に基づき、当該事情の発生を知った日から1月以内に、別紙様式第9「海外投資保険事情発生通知書」を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p><u>2 日本貿易保険が認めた場合は、被保険者は前項の通知を省略することができる。</u></p>	<p>た日から1月以内に、別紙様式第9「海外投資保険事情発生通知書」を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>（損失発生のお知らせ） 第12条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失の発生（<u>約款（株）第2条第1項第2号から第4号に定める損害によって同項第2号ニが発生した場合は、事業が再開した日（ただし、日本貿易保険が認めた場合は事業再開前の日を定めることができる。）をもって損失の発生とする。以下本条及び第19条第2項において同じ。</u>）を知ったときは、約款（株）第14条又は約款（不）第14条の規定に基づき、当該損失の発生を知った日から1月以内に、約款（株）に係る損失発生のお知らせにあつては別紙様式第10-1「海外投資（株式等）保険損失発生通知書」を、約款（不）に係る損失発生のお知らせにあつては別紙様式第10-2「海外投資（不動産等）保険損失発生通知書」を、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>（損失発生のお知らせ） 第12条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失の発生を知ったときは、約款（株）第14条又は約款（不）第14条の規定に基づき、当該損失の発生を知った日から1月以内に、約款（株）に係る損失発生のお知らせにあつては別紙様式第10-1「海外投資（株式等）保険損失発生通知書」を、約款（不）に係る損失発生のお知らせにあつては別紙様式第10-2「海外投資（不動産等）保険損失発生通知書」を、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年10月31日から実施する。</u></p>		
<p>別表2</p> <p>重大な変更</p> <p>①～④ （略）</p> <p>注1：①及び③の「再投資先企業」はてん補対象企業及び主要な事業資産等として株式等等を特定する企業をいう。</p> <p>注2 （略）</p>	<p>別表2</p> <p>重大な変更</p> <p>①～④ （略）</p> <p>注1：①及び③の「再投資先企業」はてん補対象企業及び主要な事業資産等として株式を特定する企業をいう。</p> <p>注2 （略）</p>	

<p>別表 3</p> <p>損失を受けるおそれが高まる事情の発生</p> <p>[約款（株）の場合]</p> <p>一 対象株式等に係る損失を受けるおそれ イ～ハ （略） ニ てん補対象企業が<u>主要な事業資産等</u>を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと</p> <p>二 配当金請求権に係る損失を受けるおそれ イ 支払期日前において、対象株式等<u>又は主要な事業資産等としててん補する再投資先企業の株式等</u>に対する配当金の支払請求権を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと ロ～ハ （略） ニ てん補対象企業が<u>主要な事業資産等</u>を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと</p> <p>ホ～ト （略）</p>	<p>別表 3</p> <p>損失を受けるおそれが高まる事情の発生</p> <p>[約款（株）の場合]</p> <p>一 対象株式等に係る損失を受けるおそれ イ～ハ （略） ニ てん補対象企業が<u>不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なもの</u>を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと</p> <p>二 配当金請求権に係る損失を受けるおそれ イ 支払期日前において、対象株式等に対する配当金の支払請求権を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと ロ～ハ （略） ニ てん補対象企業が<u>不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なもの</u>を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと</p> <p>ホ～ト （略）</p>	
<p>[約款（不）の場合]</p> <p>一 （略）</p> <p>二 不動産に関する権利等の喪失（約款（不）第2条第1号、第2号又は第3号の事由によるものを除く。）<u>に伴い支払われた金額</u>（以下「権利等喪失<u>支払金</u>」という。）に係る損失を受けるおそれ イ 外国政府等による当該権利等喪失<u>支払金</u>の管理 ロ 当該権利等喪失<u>支払金</u>の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。 ハ （略）</p>	<p>[約款（不）の場合]</p> <p>一 （略）</p> <p>二 不動産に関する権利等の喪失（約款（不）第2条第1号、第2号又は第3号の事由によるものを除く。）<u>により取得した金額</u>（以下「権利等喪失<u>取得金</u>」という。）に係る損失を受けるおそれ イ 外国政府等による当該権利等喪失<u>取得金</u>の管理 ロ 当該権利等喪失<u>取得金</u>の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。 ハ （略）</p>	

別表 4 (第17条第1項第1号関係)		別表 4 (第17条第1項第1号関係)	
約款(株)第2条のてん補危険の場合		約款(株)第2条のてん補危険の場合	
提出書類	備考	提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書	1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書
3. 損失額を確認できる書類	<p>(1) 約款(株)第2条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に該当する事由による保険事故の場合</p> <p>① 約款(株)第4条第1項の直前評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類(なお、運用規程第7条第1項第3号又は第2項に基づき評価額を設定した場合は、日本貿易保険が認める場合を除き、当該設定に用いた財務諸表等に係る直近のものを用いることとする。以下②において同じ。)</p> <p>(イ) 被保険者、被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写し(約款(株)第2条第1項第1号の事由又は第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの。以下(ロ)において同じ。)</p> <p>(ロ) 上記(イ)に定める被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写しの提出が困難な場合は、被保険者、被保険投資の相手方又は中間企業の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等の写し</p>	<p>3. 損失額を確認できる書類</p> <p>(1) 約款(株)第2条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に該当する事由による保険事故の場合</p> <p>① 約款(株)第4条第1項の直前評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類(なお、運用規程第7条第1項第3号又は第2項に基づき評価額を設定した場合は、日本貿易保険が認める場合を除き、当該設定に用いた財務諸表等に係る直近のものを用いることとする。以下②において同じ。)</p> <p>(イ) 被保険者、被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写し(約款(株)第2条第1項第1号の事由又は第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの。以下(ロ)において同じ。)</p> <p>(ロ) 上記(イ)に定める被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写しの提出が困難な場合は、被保険者、被保険投資の相手方又は中間企業の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等の写し</p>	

	<p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めたその他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等、出資金の払い込みを証する書類、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など）</p> <p>② 約款（株）第4条第3項の直後評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険者、被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写し（当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの。以下(ロ)において同じ。）</p> <p>(ロ) 上記(イ)に定める被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写しの提出が困難な場合は、被保険者、被保険投資の相手方又は中間企業の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等の写し</p> <p>(ハ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の保証又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)及び(ロ)の提出が困難であると日本貿易保険が認める場合は、その他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。）</p>		<p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めたその他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等、出資金の払い込みを証する書類、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など）</p> <p>② 約款（株）第4条第3項の直後評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険者、被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写し（当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの。以下(ロ)において同じ。）</p> <p>(ロ) 上記(イ)に定める被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写しの提出が困難な場合は、被保険者、被保険投資の相手方又は中間企業の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等の写し</p> <p>(ハ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の保証又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)及び(ロ)の提出が困難であると日本貿易保険が認める場合は、その他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。）</p>	
--	--	--	--	--

	<p>(2) (1)にかかわらず、約款(株)第3条第4項に基づいてん補責任額を算定する場合は、次の①から⑤までに定める書類</p> <p>① 上記(1)①の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</p> <p>② 事業の休止期間中(事業の休止の日以降3月以内に限る。)に発生した休止期間営業費用を日本貿易保険が確認することができる帳票又は当該費用が発生したことを証する書類</p> <p>③ 事業休止直前においても当該費用が営業費用とされていたことがわかる書類</p> <p>④ 当該費用につき事業休止直前から変更が発生している場合はその内容がわかる書類</p> <p>⑤ その他日本貿易保険が求めた書類</p> <p>(3) 約款(株)第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故の場合</p> <p>① <u>送金不能額を証する書類</u></p> <p>② <u>株式等の喪失に係る保険事故の場合で、再投資のときは、送金不能日の直前における被保険投資の相手方及び再投資先企業に係る上記(1)①の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</u></p> <p>(4) てん補すべき額を算定する基準となる各時点における被保険者の出資比率</p> <p>(5) 約款(株)第3条第1項第1号④、第2号③若しくは第3項第1号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第1号⑤、第2号④、第2項第3号、若しくは第3項第2号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定される支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第2号に規定する支出した金額(以下、別表4にお</p>		<p>(2) (1)にかかわらず、約款(株)第3条第4項に基づいてん補責任額を算定する場合は、次の①から⑤までに定める書類</p> <p>① 上記(1)①の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</p> <p>② 事業の休止期間中(事業の休止の日以降3月以内に限る。)に発生した休止期間営業費用を日本貿易保険が確認することができる帳票又は当該費用が発生したことを証する書類</p> <p>③ 事業休止直前においても当該費用が営業費用とされていたことがわかる書類</p> <p>④ 当該費用につき事業休止直前から変更が発生している場合はその内容がわかる書類</p> <p>⑤ その他日本貿易保険が求めた書類</p> <p>(3) 約款(株)第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故の場合<u>は、</u>送金不能額を証する書類</p> <p>(4) てん補すべき額を算定する基準となる各時点における被保険者の出資比率</p> <p>(5) 約款(株)第3条第1項第1号④、第2号③若しくは第3項第1号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第1号⑤、第2号④、第2項第3号、若しくは第3項第2号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定される支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第2号に規定する支出した金額(以下、別表4にお</p>	
--	--	--	---	--

	<p>いて「取得金等」という。)がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類</p> <p>① 取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）</p> <p>② 上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等がある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が分かる書類</p> <p>③ 取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類</p> <p>④ その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり必要と認めた書類</p>		<p>いて「取得金等」という。)がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類</p> <p>① 取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）</p> <p>② 上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等がある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が分かる書類</p> <p>③ 取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類</p> <p>④ その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり必要と認めた書類</p>	
<p>4. 運用規程第18条に規定する事象を確認できる書類</p>	<p>運用規程第18条に規定する事象による調整を行う場合</p>	<p>4. 運用規程第18条に規定する事象を確認できる書類</p>	<p>運用規程第18条に規定する事象による調整を行う場合</p>	
<p>5. 保険事故を確認できる書類</p>	<p>(1) 約款（株）第2条第1項第1号又は第4号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款（株）第2条第1項第2号に該当する事由による保険事故については、てん補対象企業が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及びてん補対象企業について事業不能等が生じたことを証する書類</p> <p>(3) 約款（株）第2条第1項第3号に該当する事由による保険事故については、てん</p>	<p>5. 保険事故を確認できる書類</p>	<p>(1) 約款（株）第2条第1項第1号又は第4号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款（株）第2条第1項第2号に該当する事由による保険事故については、てん補対象企業が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及びてん補対象企業について事業不能等が生じたことを証する書類</p>	

	<p>補対象企業が損害を受けた同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事等の写し等当該事実を証する書類及びてん補対象企業について事業不能等が生じたことを証する書類</p> <p>(4) 約款（株）第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類（当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等）</p> <p>(5) 約款（株）第2条第1項第6号に該当する事由による保険事故の場合</p> <p>① 約款（株）第2条第1項第6号イに該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p> <p>② 約款（株）第2条第1項第6号ロに該当する事由による保険事故については、次の(イ)及び(ロ)に定める書類</p> <p>(イ) 当該公的機関が当該事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）</p> <p>(ロ) 当該公的機関による当該事由に係る手続が終結するまでに当該事由に係る対象株式等が処分されたこと又はてん補対象企業が解散されたことその他日本貿易保険が特に認めたこれらに準ずる事実を証する書類</p>		<p>(3) 約款（株）第2条第1項第3号に該当する事由による保険事故については、てん補対象企業が損害を受けた同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事等の写し等当該事実を証する書類及びてん補対象企業について事業不能等が生じたことを証する書類</p> <p>(4) 約款（株）第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類（当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等）</p> <p>(5) 約款（株）第2条第1項第6号に該当する事由による保険事故の場合</p> <p>① 約款（株）第2条第1項第6号イに該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p> <p>② 約款（株）第2条第1項第6号ロに該当する事由による保険事故については、次の(イ)及び(ロ)に定める書類</p> <p>(イ) 当該公的機関が当該事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）</p> <p>(ロ) 当該公的機関による当該事由に係る手続が終結するまでに当該事由に係る対象株式等が処分されたこと又はてん補対象企業が解散されたことその他日本貿易保険が特に認めたこれらに準ずる事実を証する書類</p>	
<p>6. 損失防止軽減義</p>	<p>損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p>			

務の履行を確認できる書類	類		らに準ずる事実を証する書類	
7. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合（保険の目的のみに質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合又は再投資先企業の株式等若しくは再投資先企業向け貸付金債権等に質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合は、当該各担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又は同意書は不要。）	6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	損失防止軽減措置を実施したことを証する書類	
8. 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において被保険投資又は再投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本	7. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合（保険の目的のみに質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合又は再投資先企業の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権に質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合は、当該各担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又は同意書は不要。）	
9. 他の保険の請求状況を確認できる書類	被保険投資又は再投資について、日本貿易保険以外の保険会社等との間で貿易保険と同様な補範囲となる保険が重複して締結されている場合は、その契約内容を確認できる書類	8. 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において被保険投資又は再投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本	
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		9. 他の保険の請求状況を確認できる書類	被保険投資又は再投資について、日本貿易保険以外の保険会社等との間で貿易保険と同様な補範囲となる保険が重複して締結されている場合は、その契約内容を確認できる書類	
		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		